
平成20年第1回(3月)南丹市議会定例会会議録(第7日)

平成20年3月28日(金曜日)

議事日程(第7号)

平成20年3月28日 午前10時開議

- 日程第1 議案第41号から議案第51号まで(委員長報告～表決)
日程第2 議案第6号、議案第8号から議案第40号まで(委員長報告～表決)
日程第3 議案第61号、議案第62号(提案理由説明～質疑～表決)
日程第4 閉会中の継続調査申出について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 平成20年度南丹市一般会計予算 (市長提出)
議案第42号 平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算
(市長提出)
議案第43号 平成20年度南丹市老人保健事業特別会計予算(市長提出)
議案第44号 平成20年度南丹市介護保険事業特別会計予算(市長提出)
議案第45号 平成20年度南丹市市営バス運行事業特別会計予算
(市長提出)
議案第46号 平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計予算(市長提出)
議案第47号 平成20年度南丹市下水道事業特別会計予算(市長提出)
議案第48号 平成20年度南丹市商品券事業特別会計予算(市長提出)
議案第49号 平成20年度南丹市土地取得事業特別会計予算(市長提出)
議案第50号 平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計予算
(市長提出)
議案第51号 平成20年度南丹市上水道事業会計予算(市長提出)
日程第2 議案第6号 南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例の制定に
ついて(市長提出)
議案第8号 南丹市後期高齢者医療に関する条例の制定について
(市長提出)
議案第9号 南丹市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
(市長提出)
議案第10号 南丹市交通指導員設置条例の一部改正について(市長提出)
議案第11号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につ

- いて (市長提出)
- 議案第12号 南丹市議会議員及び南丹市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第13号 南丹市参与設置条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第14号 南丹市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第15号 南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第16号 南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第17号 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第18号 南丹市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第19号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第20号 南丹市特別会計条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第21号 南丹市国民健康保険税条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第22号 南丹市国民健康保険特別会計基金条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第23号 南丹市職員等の旅費に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第24号 南丹市子供等自然環境知識習得施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第25号 南丹市立文化博物館条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第26号 南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第27号 南丹市立保育所条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第28号 南丹市子宝条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第29号 南丹市祝金支給条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第30号 南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第31号 南丹市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第32号 南丹市未成年心身障害者年金条例の一部改正について

| | | |
|------|--|--------|
| | | (市長提出) |
| | 議案第33号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について | (市長提出) |
| | 議案第34号 南丹市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について | (市長提出) |
| | 議案第35号 南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について | (市長提出) |
| | 議案第36号 南丹市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について | (市長提出) |
| | 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について | (市長提出) |
| | 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について | (市長提出) |
| | 議案第39号 南丹市道路路線の変更について | (市長提出) |
| | 議案第40号 南丹市道路路線の認定について | (市長提出) |
| 日程第3 | 議案第61号 公平委員会委員の選任について | (市長提出) |
| | 議案第62号 教育委員会委員の任命について | (市長提出) |
| 日程第4 | 閉会中の継続審査について | |
| | 人権擁護委員会候補者の推薦について | |

出席議員（25名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 仲 絹 枝 | 2番 大 面 一 三 | 3番 高 野 美 好 |
| 4番 森 爲 次 | 5番 川 勝 眞 一 | 6番 末 武 徹 |
| 7番 橋 本 尊 文 | 8番 中 川 幸 朗 | 9番 小 中 昭 |
| 11番 川 勝 儀 昭 | 12番 藤 井 日出夫 | 13番 矢 野 康 弘 |
| 14番 森 嘉 三 | 15番 仲 村 学 | 16番 外 田 誠 |
| 17番 中 井 榮 樹 | 18番 西 村 則 夫 | 19番 井 尻 治 |
| 20番 村 田 憲 一 | 21番 松 尾 武 治 | 22番 高 橋 芳 治 |
| 23番 八 木 眞 | 24番 村 田 正 夫 | 25番 谷 義 治 |
| 26番 吉 田 繁 治 | | |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 事務局 長 | 勝 山 秀 良 | 課 長 補 佐 | 森 雅 克 |
| 係 長 | 西 村 和 代 | 課 長 補 佐 | 谷 村 孝 一 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----|---------|-------|-------|
| 市 長 | 佐々木 稔 納 | 副 市 長 | 仲 村 脩 |
|-----|---------|-------|-------|

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 副市長 | 岸上吉治 | 教育長 | 牧野修 |
| 参与 | 國府正典 | 参与 | 浅野敏昭 |
| 参与 | 中島三夫 | 総務部長 | 塩貝悟 |
| 企画管理部長 | 松田清孝 | 市民部長 | 草木太久実 |
| 福祉部長 | 永塚則昭 | 農林商工部長 | 西岡克己 |
| 土木建築部長 | 山内明 | 上下水道部長 | 井上修男 |
| 教育次長 | 東野裕和 | 会計管理者 | 永口茂治 |

午前10時00分開会

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより3月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元の配布したとおりであります。

日程第1 議案第41号から議案第51号まで

○議長（吉田 繁治君） 日程第1「議案第41号から議案第51号まで」を一括して議題といたします。

これより予算特別委員長の報告を求めます。

八木予算特別委員長。

○予算特別委員長（八木 眞君） 予算特別委員会に付議されました議案第41号から議案第51号まで、平成20年度一般会計予算をはじめ九つの特別会計予算、1企業会計予算の11会計予算について、審査の経過の概要と結果を報告いたします。

本委員会は3月4日に設置、同日委員会を開催し、概要説明を受けたのち、三つの分科会を設け、3月18日、19日、24日と分科会審査に入り、終始積極的かつ慎重に審査を行い、3月26日の委員会において総括質疑の上、各分科会長より審査報告を受け、討論ののち委員会採決を行いました。採決の結果は、議案第41号から議案第51号までのうち、議案第41号、議案第42号及び議案第50号は賛成多数で、議案第43号から議案第49号まで、及び議案第51号については全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

なお、3日間の審査の過程で総括してみますと、平成20年度一般会計予算をはじめとする11の会計予算、1企業会計は合併後3年目の予算として、たいへん厳しい財政

事情の下、将来への安定的財政運営基盤を構築するために限られた財源の下に新しい予算枠配分という考え方、方式を取り入れ編成されたものであります。が、まず歳入においては財源確保のための具体的計画性をもって行動指針を立てて、一丸となって取り組むべしとする意見が大勢を占めた。例えば、塩漬け土地等財産処分、また国・府補助金の獲得に対する努力である。歳出については、総枠配分方式による弊害の大きさを露呈したことになった。まずは総額を標準財政規模の1.6倍の218億相当が妥当とし、まずはお金の量で各部をしばった格好になり、特に市長自身が最も重きをおかれた施策である福祉において、少子化対策や障害者や弱者に対する施策をやや後退させる皮肉な結果となったとする意見が大勢を占めた。市長答弁において、財政運営の考え方については、まずは入りを量って出を制することを基本中の基本とし、身の丈に合った予算規模を目指したということであった。しかしながら、量から枠を決めず、市長の考えられるそれぞれの各部の内容や質の縮減から十分考えていただき、今後、ますます高まる市民の要望、付託に応える努力を期待するものであります。一方、国においては道路特定財源や暫定税率等税制改革法が与野党の合意に至らず、地方への税配分が遅れる可能性に対し、理事者、議会ともども憂慮すべき事態とし、今後、慎重に国の動向を監視すべきものとする。

なお、3日間の審査過程におきまして、各分科会で委員長が出された意見や要望について、事業執行段階において十分精査の上に、適切に対応されるよう望むものであります。あとになりましたが、委員各位にはたいへん厳しい中で限られた審査日程の中、慎重な審査と円滑な議会運営、委員会運営、そして格調高いそれぞれの委員会報告等をいただきまして、本会の使命が達成できましたことに、心から感謝し、厚く御礼申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、予算特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、2番、大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） おはようございます。

議席番号2番、日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。

提案をされております議案第41号、平成20年度南丹市一般会計予算及び議案第50号、平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第42号、平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の討論を行ってまいります。

まず、議案第41号、平成20年度南丹市一般会計予算についてでございます。

南丹市が発足して、早2年が経過をいたしました。合併時には合併しなければ早晚、各町とも基金が底をついていく。合併すれば毎年基金を積み立てることができ、平成20年度には58億円、平成26年度には86億円の基金の積立が可能になる。このようなことを言いながら、4町の抱えておりました財政危機は、この町村合併でしか克服できないということで合併が進められてまいりました。そのようなことで南丹市が誕生したところであります。ところが、その事態は今や逆で、平成17年度末に60億円ありました自由に使える基金が、平成22年度には基金が枯渇をするをいたしました。平成20年度一般会計予算は大幅な事務事業の見直し、そして、合併協議において特に大切とされてきました福祉、子育て事業を縮小、廃止、見直しが進められた予算となっております。歳入についてでございますけれども、予算編成にあたっては財政基盤の強化を最優先課題としたと説明されているにも関わらず、その予算案においては、このことが具現化されていないものとなっております。市長は工場誘致、道路特定財源確保が財政基盤の強化なのだと言われてきました。しかし、一般質問、質疑等で明らかになりましたように、企業誘致については多額の奨励金の支払い、そして、また工場固定資産税はその多くが基準財政収入額に算入されるために、地方交付税がその分、減となり、有効な市財政基盤の強化になっているものではございません。また道路特定財源は国の道路計画次第という極めて不安定で、他力本願的なものであります。市の財政基盤を強化するには、まず市自主財源の積極的確保に努めなければならないと思うのであります。そのためには、適正な市税条例や公有地の管理条例などの運用、適正な適用が必要であります。更新手続きを求め、河川占用料の請求をすること、女性の館返還金の対応や奥り溪土地の貸付料を請求することなど、市の姿勢次第で市歳入となるべきものであります。この予算書からは、まったく市の自主財源を積極的に確保しようという、その姿勢が見受けられません。聖域なく見直しをし、予算編成を行ったとの説明でございますけれども、工場誘致奨励金、そして、また公社や第3セクターへの補助金支出等の抑制、改善はなく、聖域となっているといわざるを得ません。厳しい市財政でございます。工場誘致事業奨励の期間延長と奨励金の率を減らすことによつて、市の実質収入増を確保することが必要であります。また公社や第3セクターへの補助金支出は、実績はどうこうあれ予算額全体が当然のように支出されております。経営改善が進まずとも、経営収支不足額満額を補助金として支出する公金支出のあり方、補助金支出のあり方が問題であります。合併前の旧町時代の対応をそのまま受け継ぎ、改善が見られず、マンネリ的な予算対応になっていること、強く改善を求めるものであります。合併で子育て、福祉を後退させることはない、また地域自治を大切に、地域をさびれさせないなどを御旗として、ここまで南丹市は進んできたのだと考えます。ところがここに来て福祉、子育ての施策の後退がひときわ目に付く20年度予算となっております。一定、ファミリーサポート事業や発達支援センターの設置など、積極面もございましてけれども、総じて暮

らし、福祉施策を大きく後退させる内容となっております。対象者を住民非課税世帯のみとして、厳しすぎる所得制限を加えました家族介護慰労事業、在宅重度身体障害者介護者激励金支給事業、未成年心身障害者年金支給事業、またチャイルドシート購入補助金事業、そして金婚祝事業、長寿写真事業は廃止されます。そして、またイベントや団体補助金も何の協議もなく、一律20%から30%の削減が行われている内容であります。環境衛生分野では今CO₂の削減や自然環境問題が言われておるとき、資源ごみ集団回収事業の補助金の後退、クリーンエネルギー利用を支援するためとしました住宅用太陽光発電システム設置補助金や太陽熱高度利用システム設置補助金の廃止などが盛り込まれております。福祉のあらゆる分野で施策の切捨て、切り下げが行われる予算となっております。今、一層の貧困格差が広がる社会状況の下、国の悪政の防波堤となって暮らし、福祉を守っていく予算でなければならないと思うわけであります。そうした点で財政困難を理由として、福祉・暮らし守る立場ではなく、切り捨てる予算となっていることを強く指摘をして、強調して、反対するものであります。

次に、後期高齢者医療事業の特別会計予算についてでございます。

この4月から75歳以上の高齢者に対しまして、後期高齢者医療制度が始まります。この制度は75歳という年齢を重ねただけで、全員が国保や健保など、今まで加入をしていました医療保険から追い出され、別枠のこの後期高齢者医療保険制度に囲いこまれて、保険料は年金から天引きされ、払えない人は保険証を取り上げられることとなります。資格証明書の発行が行われることとなります。こうしたことから受診控えで治療が遅れ、命に関わるような事態も起こってくるのが予測されます。保険料は2年ごとに改定をされ、自動的に引き上げがされることにもなります。診療報酬もまったく別枠のものにされ、必要な制限が行われていくこととなります。現在版姥捨て山制度だと、もう今から言われている、そのこうした高齢者いじめの制度は中止、廃止が求められるものであります。また、この制度は75歳以上の高齢者と75歳以下の人を別にする、そういう制度であります。75歳以上の高齢者に対しては心身の特性があるとして、外来では医療費を定額性にし、医療費の抑制を図ろうとするものであります。なぜ75歳で区切るのか、政府は後期高齢者には心身の特性があるとして、その心身の特性とは、厚生労働省の社会保障審議会が出しました「後期高齢者医療のあり方に関する基本的考え方」という文書によりますと、一つには治療の長期化、複数の慢性疾患が75歳以上の人には見られる。そして、また多くの高齢者に認知症の問題がある。三つ目に、この制度の中でいずれ避けることのできない死を迎えていくことになっていくと。そこに75歳を区切る理由として説明をしているところであります。医療費の節約のためとしてお年寄りを差別する、このような制度は認めることができません。

さらに国民健康保険事業の特別会計においては、この後期高齢者医療制度導入に伴って、75歳以下の世代にも後期高齢者支援金として、保険料を負担することを求めるものであります。提案されております国民健康保険事業の特別会計予算におきましては、

国民健康保険税が改正をされ、これまでの所得割、平等割、均等割が少し減少はされておりますけれども、後期高齢者支援分が新設をされ、所得割が2.5%、平等割が5,000円、均等割が8,000円に、そして40歳から64歳の介護納付金が1.8%から2%増える負担増となる予算となっております。

以上、後期高齢者医療制度の導入については、高齢者を差別をし、長寿を喜び合えない社会を作ろうとしていることを申し述べ、反対討論とするものであります。

皆様の懸命なご判断をお願いを申し上げまして、討論を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、6番、末武徹議員。

○議員（6番 末武 徹君） 皆さん、おはようございます。

議席番号6番、丹政クラブの末武でございます。

議長の許可を得ましたので、通告にしたがいまして、平成20年度南丹市一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

平成20年度一般会計当初予算につきましては、財政事情がたいへん厳しい本市にあって、将来市の財政が危機的状況に陥らないため、財政基盤強化を図ろうと、市長も苦渋の決断をされ、大幅な見直しが図られた予算と受け止めております。合併後、この2年間は合併協定に基づき、旧各町の事業を引き継ぐなかで、市全体に広げた事業も多くあり、併せて大型継続事業が数多くあるなかで、そのため近隣の類似自治体と比べ、大型予算やむなしという状況であったと思っております。大型継続事業も順次完了に向うなかで、将来の適正な予算規模をにらみ、昨年度比マイナス6.8%、総額218億円の規模は、本市の身の丈に合わせた予算に近づけようとする努力が感じられます。また、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の増額も余儀なくされるなかにあつて、市債発行について極力抑える努力をされ、財政健全化に向け、ご苦心されていることが伺えまして、敬意を表するものであります。こうしたなか、新年度当初予算におきましては、CATVの整備完了後におきます従来からありました共同受信施設撤去費等の予算化、また防災行政無線の継続的な事業実施、整備、ハザードマップの作成も予算化されております。これにより全市域での安心・安全なまちづくりの基盤が整うことになり、非常時での消防団活動等に、また高齢者等の災害弱者に対して大きな効果を発揮するものと期待をするものであります。また将来に向けた総合的、多面的な子育て支援策として、子育て支援センターの市内全域への拡充や発達支援センターの新設、及びファミリーサポートセンターの創設など、子育て支援策をこれまでの一過性から持続性へとシフトを変えていこうとされていることに理解をするものであります。福祉・医療面では小規模通所受産施設移行支援費や僻地医療を守る観点から、美山診療所医療活動支援等に手厚い予算を計上されております。農林水産業振興策に関しましても、農林農村活性化経営体づくり事業、農地・水・環境保全向上対策、中山間地直接支払制度、内水面漁業振興補助金、鳥獣被害対策費、林道等の整備費、森林整備交付金等々、昨年度当初予算と比べまして、増額のもの、あるいはやや上回る予算計上がなされておしま

す。安心・安全対策として、橋りょう保守点検委託料を計上され、今後、年次計画で市内の多くの橋りょう等の安全点検を実施し、そして、保守・補強をしていこうとする姿勢も高く評価をすることころであります。そして、これまでの企業誘致施策に加え、新規事業として新光悦村推進事業費を設けられましたことも、本市の活性化のための中長期的な今後を見据えた有効な事業と考えます。市民と市行政がともに協力してまちづくりを進めようとの視点から、産・官・学・公の連携推進促進や景観形成推進事業等についても、予算額は少額とはいえ、こうした観点を大切にしていこうとする姿勢に共感を覚えるところでございます。

以上、申しましたように総合的に見まして、評価できる当初予算と考えます。過般、私は厚生常任委員会に付託されました福祉医療費予算に関わります議案第26号、福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、財政難を理由に障がいを持っておられる方々、その中の多くの生活弱者、経済的弱者に対してまでも見直しがされるということにつきましては、温もりのある市政推進とは逆方向に進まれようとしているのではないかという危惧を感じて、反対を表明したところでございますが、市長に再度ご一考していただきたいとの願いからであり、佐々木市政とともに歩む、真の与党会派の一員として、今後も是は是、非は非の観点を議論をさせていただき、豊かな南丹市を求めて、市政運営に協力をしていきたいと考えております。

最後に申し添えたいことは、殿田小学校改築事業最終年度でございます。給食調理場及びグラウンド、プールの完成が待たれるところでございますが、来春4月にはすべてが完成し、子どもたちが元気に新学期を迎えられるよう努力をいただくことを願っております。併せて、過般の一般質問でも触れましたが、住民の主体的かつボランティア的活動は地域の活力の源であります。特に消防団活動につきましては、高齢化の進む地域にあっては住民の安心・安全な生活を支えるために、献身的な活動を続けておってください。加えて今年は操法大会の年にあたっております、各支団それぞれ府大会上位入賞を目指して、訓練に精力的に取り組まれるものと存じます。各種団体への活動助成につきましては画一的な減額でなく、住民生活にとって貢献度の大きな団体には、それに見合った温かい配慮をされることを申し述べ、賛成討論といたします。

失礼をいたしました。

○議長（吉田 繁治君） ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

まず議案第41号から議案第51号までのうち、議案第41号、議案第42号、議案第50号を除く予算8件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、議案第42号及び議案第50号の予算3件を一括して起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第6号、議案第8号から議案第40号まで

○議長(吉田 繁治君) 日程第2「議案第6号、議案第8号から議案第40号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

まず西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村 則夫君) それでは、ただいま議題となっております総務常任委員会に付託されました17議案についての審議の状況と結果の報告を申し上げます。

本件につきましては、去る3月13日、14日に委員会を開催し、それぞれ慎重に審議をいたしたところでございます。

まず議案第6号、南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例についてであります。

これまではケーブルテレビは情報センター条例で、またインターネットは地域情報通信ネットワーク施設条例とマルチメディア条例で管理運営がなされておりました。本年4月からは南丹市全域でサービスが開始されることになり、本条例で一元化されるものでございます。質疑におきまして、加入者との契約はどうか、有線テレビ放送番組審議会はどうか、報道についての根拠法はどうかとの問いに対しまして、契約内容は変わらない、審議会は放送の公共性、公平な放送を図るための市長の諮問機関である、また根拠法は放送法、優先テレビ法が根拠となり、自主放送製作番組基準を用い、放送しているとの答弁がございました。

採決の結果、挙手全員で可決をいたしました。

次に、議案第9号、南丹市認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてであります。

質疑において、地縁団体数、手数料の免除事例、年間実績は、との問いに対しまして、市全体では115団体、内訳は園部30、八木25、日吉26、美山34団体、また年間30件の実績がある、免除は消防団の火災出動関係のものがあつたとの答弁がございました。

採決の結果、挙手全員で可決をいたしました。

次に、議案第10号、南丹市交通指導員設置条例の一部改正についてであります。

質疑において旧町ごとの人数は、また近隣市町の状況は、との問いに対しまして、条例定数は40人以内と定め、現在38名、内訳は園部10人、八木10人、日吉8人、美山10人であり、府下市町村では20名から30人の定員であるとの答弁がございました。

採決の結果、挙手全員で可決をいたしました。

次に、議案第15号、南丹市特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

質疑において、非常勤特別職の旅費の支払いがないものがあるのかとの問いに対しまして、費用弁償として支払っているもの、支払っていないものがあった、陸路1キロ37円で換算し、支払っておりましたが、今後は支払わないことで統一するとの答弁がございました。

採決の結果、賛成多数で可決をいたしました。

次、議案第16号、南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は無投票の選挙会の報酬の半額規定、2以上の選挙が同時に行われる場合、1選挙とみなすこととするものであります。質疑において、半額事例はあるのかの問いに対し、合併前の八木町、大分県、秋田県、埼玉県の実例があるとの答弁があり、採決の結果、挙手全員で可決をいたしました。

次に、議案第24号、南丹市子供等自然環境知識習得施設条例の一部改正についてであります。

質疑におきまして、山村留学生の月額納付額は、使用料の経理部署、定員は何名かとの問いに対し、月額5万3,000円、今日まで美山支所で別会計処理をしていたが、20年度より学校教育課が担当し、一般会計に納入処理する、また定数は10名で8人内定しているとの答弁があり、採決の結果、全員で可決をいたしました。

次に、議案第11号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ほか、議案第12号、13号、14号、17号、18号、19号、23号、25号、37号、38号については、詳細説明ののち質疑を行い、採決の結果、全員の賛成により可決をいたしました。

以上、総務委員会に付託されました議案の審議の状況と結果の報告といたします。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、中井産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中井 榮樹君） 皆さん、おはようございます。

私は産業建設常任委員会の中井榮樹でございます。どうかよろしく願いいたします。

今回、当委員会に付託をされました議案は4件でございました。それでは本委員会に付託されました議案第35号、議案第36号、議案第39号、議案第40号の4議案に

ついて、3月13日、14日の審査結果の報告をさせていただきます。

議案第35号、南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、これにつきまして、それから議案第36号、南丹市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、この2議案は所得層の違いによる二つの議案でありまして、目的は同一のものでございます。すなわち暴力団員の行う暴力的要求行為等について、必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とするものであります。したがって関連議案として審査をいたしました。

議案第35号及び議案第36号の2議案はいずれも賛成すべきものとして、全員一致で可決をいただきました。

議案第39号、南丹市道路路線の変更についてと、議案第40号、南丹市道路路線の認定についての2議案は、いずれも美山町大野地区に関わる議案であります。

議案第39号は小淵向山線の架け替え橋工事等であり、昨日、完成式を終えたものであります。本日から通行の許可が出ておるものでございます。

また議案第40号は向山下田線等の道路路線認定に伴う工事であります。総額13億円の事業であり、交付金の補助率は10分の5.5で、残りの10分の4.5は府の支出金であり、市の持ち出しはございません。

以上、関連議案として審査いたしました議案第39号及び議案第40号の2議案は、いずれも賛成すべきものとして、全員一致で可決をいただきました。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、産業建設常任委員会に付託されました4議案についての審査報告とさせていただきます。

議員の皆様方のご理解とご協力を、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） 皆さん、あらためまして、おはようございます。

厚生常任委員会に付託されました議案8号、20号、21号、22号、26号、27号、28号、29号、30号、31号、32号、34号、以上12議案は、去る3月12日と24日に委員会を開催して審査をいたしましたので、審査結果をご報告いたします。

議案第8号、南丹市後期高齢者医療に関する条例の制定については、挙手多数で可決いたしました。

議案第20号、南丹市特別会計条例の一部改正については、挙手多数で可決いたしました。

議案第21号、南丹市国民健康保険条例の一部改正については、挙手多数で可決いたしました。

議案第 2 2 号、南丹市国民健康保険特別会計基金条例の一部改正については、挙手多数で可決いたしました。

議案第 2 6 号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、市長の出席を求め説明を受けましたが、全員の反対で否決されました。

議案第 2 7 号、南丹市立保育所条例の一部改正については、挙手全員で可決いたしました。

議案第 2 8 号、南丹市子宝条例の全部改正については、市長の説明を求めましたが、全員の反対で否決されました。

議案第 2 9 号、南丹市祝金支給条例の全部改正については、市長の出席を求め説明を受けましたが、全員の反対で否決されました。

議案第 3 0 号、南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正については、市長の出席を求め説明を受けましたが、賛成少数で否決されました。

議案第 3 1 号、南丹市老人医療費の支給に関する条例の一部改正については、挙手全員で可決いたしました。

議案第 3 2 号、南丹市未成年心身障害者年金条例の一部改正については、挙手多数で可決いたしました。

議案第 3 3 号、南丹市国民健康保険条例の一部改正については、挙手多数で可決いたしました。

議案第 3 4 号、南丹市介護保険条例の一部改正については、挙手全員で可決いたしました。

否決されました 4 議案については、いずれも一般財源によるもの、もしくは一般財源の負担が多いものですが、南丹市が唯一全国に誇れる施策であり、この施策によって南丹市に移り住んだ人たちも少なくありません。現金の支給など課題は残るが、急激な変化、誘致企業に対する施策等の整合性、少子化対策などの事業評価も出ていません。またアンケート調査は該当の条例をなくしたものではない、などの多くの意見が出ました。子育て支援、障がい者医療などに対する市長の姿勢によるものが多くありますので、市長に出席を要請し、説明を求めることになりました。改めて 2 4 日に委員会を開き、市長に説明を求めました。子育て支援、障がい者医療費の代替策などの説明がありましたが、いずれも改正しようとする施策とはまったく異質のものであり、市民課、福祉部などのように国の施策に基づく事業の多いところへ枠配分の弊害が集中したものを、さらに明確にすることになりました。一貫した子育て支援、障がい者医療のシステムが定まらないときに、強硬な施策の転換をしようとする今回の改正を市民の皆さんに理解を求めるのは困難との判断で、否決されたものと考えております。

常任委員会の議論、市長の答弁内容を少し述べさせていただきます。

施政方針で子育て支援に対する市長の意気込みが施策では大きく後退をしております。本年度より新たにファミリーサポート事業が新設されています。この事業は利用者の負

担に伴うもので、事業者は仲介を行うものにすぎない事業であり、0歳児からの預かり保育と一体的にシステムを連動することで母親の就労支援に結ばれる事業になります。また、発達支援サービス事業についても従来のつくし園に変わる施策で、障害者医療費助成を補完する施策ではありません。児童手当、児童扶養手当など国の施策が変わった結果、国・市の持ち出しが3,400万円余りの増額、3年要件の撤廃による増額などで、予算全体が増額となっておりますが、21年度は大幅な減額となります。南丹市が子育て支援、少子化対策をどのようにしようとするのか、障がい者支援をどのように進めようとするのか、一体的な施策が見えてこないため、条例改正では佐々木市長が目指しておられる子育てに優しいまちづくりが見えません。市長の姿勢が変わらないためにも今回の改正は容認できる施策ではなく、総合計画に逆行する施策といわざるを得ません。一部本年度の予算に係る条例があり、予算の修正案についても出しましたが、施行日が8月1日以降で20年度半ばまでに処理をすれば十分との意見も多く、委員会としては触れないことにいたしました。

以上、誠に簡単ですが、厚生常任委員会に付託されました議案審査の報告といたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時54分休憩

.....
午前11時08分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず1番、仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 皆様、あらためて、おはようございます。

議席番号1番、日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。

私は議員団を代表いたしまして、はじめに議案第8号、南丹市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第20号、南丹市特別会計条例の一部改正について、議案第21号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第22号、南丹市国民健康保険特別会計基金条例の一部改正について、議案第33号、南丹市国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

2006年6月に成立した高齢者の医療の確保に関する法律によって導入された、後期高齢者医療制度が4月から始まります。この法律は国会で自民党と公明党が強行採決したもので、法律の目的を高齢者だけでなく、国民全体の医療費を減らすものだとしております。後期高齢者医療制度では75歳以下の高齢者全員から保険料を徴収し、保険料の徴収方法は年金からの天引き、あるいは年金から天引きできない高齢者は直接納付となります。この保険料については2年ごとに改定され、自動的に引き上げられることになっています。これまでの老人保健制度との大きな違いは滞納者から保険証を取り上げ、資格証明書の発行が行われることです。また75歳以上の世代は健康保険組合や国保などの各医療保険から後期高齢者支援金として、保険料を負担することになり、新たな負担増になっていくものと考えます。提案された議案第8号、南丹市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第20号、南丹市特別会計条例の一部改正について及び議案第22号、南丹市国民健康保険特別会計基金条例の一部改正について、この3議案は後期高齢者医療制度の実施に伴って提案されたものです。

次に、議案第21号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正については、この後期高齢者医療制度の実施に伴い、国民健康保険税が変わってまいります。後期高齢者支援金分が新設され、所得割が2.50%、平等割が5,000円、均等割が8,000円になること、また40歳から64歳の介護納付金が1.80%から2.00%にするものの提案となっており、保険税の引き上げが考えられます。

議案第33号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正については、70歳以上の方の病院窓口や薬局での負担割合が1割から2割になるという提案で、新たな負担増になるということで国民の批判を受けております。実施が見送られている状況でございます。

後期高齢者医療制度の医療の中身を見てもみますと、高齢者は心身の特性があるとして、外来では医療費を定額制にすることで、一人ひとりに医療上必要な検査や治療などが制限されてしまいます。保険のきく医療に上限が設けられ、後期高齢者に、それ以上の手厚い医療を行う病院は赤字に追い込まれる危険性もあります。入院に対しては退院支援計画を作り、患者を退院させた医療機関には報酬を増やして、病院追い出しを促し、その結果、医療難民や介護難民を生むことになってしまいます。また終末期の延命治療に対しては過剰な治療だとして、患者や家族に治療中止を強制するようなことも起こってまいります。制度の中身が明らかになるにつれて、運営や担当を任されている行政や医療関係者からも問題点を指摘する声が上がっております。去る12月議会では、この制度の改善を求める意見書を全員賛成で採択し、総理大臣や関係大臣に意見書が送付されました。全国的に改善や中止を求める声広がるなかで、野党4党が制度を廃止する法案を衆議院に提出しております。

以上、後期高齢者医療制度の施行にあたり、制度の問題点を申し述べ、議案第8号、南丹市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第20号、南丹市特別会計条例の一部改正について、議案第21号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正について、議案

第22号、南丹市国民健康保険特別会計基金条例の一部改正についてと議案第33号、南丹市国民健康保険条例の一部改正についての提案に対しては、新たな住民負担を招くものとして反対するものです。

次に、議案第28号、南丹市子宝条例の全部改正について、議案第29号、南丹市祝金支給条例の全部改正について、議案第30号、南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正について、反対討論を行います。

当初予算の概要には南丹市総合振興計画基本計画に沿った主要事業の説明として、生涯充実して暮らせる都市をつくるとし、子育て支援として子宝祝金2,410万円、入学祝金2,770万円、すこやか手当4,885万円、すこやか医療給付金3,600万円と明記しております。この予算に対して関連した各条例を詳しく見てみますと、議案第28号、南丹市子宝条例の全部改正については居住要件をなくし、支給年齢を6歳未満にしていますが、すこやか手当の額が減額されております。議案第29号、南丹市祝金支給条例の全部改正については、居住要件をなくしてはいますが、出産時、小学校・中学校入学時の祝い金は90%の削減となっております。この二つの条例は、平成21年4月1日から施行すると説明しております。先の厚生常任委員会で、市長は厳しい財政状況の中で延ばすところは延ばし、改めるところは改め、見直しと拡充を図ったと説明しております。委員からの21年度から施行するものを、なぜ今議会に提案したのか、また大幅な削減をして住民に理解が得られるのか、などの質問に明解なご答弁はなく、市民ニーズに応じていく、子育てしやすいまちづくりのためにご理解を、という言葉は何度も繰り返しておられました。今回の条例改正は本当に市民ニーズに応えたものになっているのでしょうか。議案第30号、南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正については、南丹市が最も誇れる子育て施策です。子育て支援事業に関する住民意識調査でもたいへん満足と、50%近くの回答がありました。この制度を対象者を20歳未満まで広げる一方で、住民税非課税世帯に縮小しようとしております。これらの提案は、合併時の約束と大きくかけ離れ、住民への裏切りとも思えるような中身となっております。平成18年度の出生率を見ますと少し増えてきております。様々な子育て施策が広く受けいれられてきているのではないのでしょうか。これからの南丹市にとって、また、今、住んでいる住民にとって、とても重要な施策の大幅な削減は許されません。

最後に、議案第26号、南丹市福祉医療の支給に関する条例の一部改正について、これは障害者の医療費を京都府と南丹市で一部負担してきた制度を、大幅に縮小し、障がい者福祉を切り捨てようとしているものでございます。障がいのある方は健常者より医療機関にかかる機会が多くなります。全国的にも障がいをもった家族の無理心中などが起こってきており、今後、南丹市でこういったことが起こらないという保障はまったくございません。この制度の改正により、障がい者が病院へ行けなくなり、受診を控えたり、必要な薬も飲めなくなるのではとたいへん心配しております。関係者の不安、憤りは計り知れません。障がい者の命と健康を守るためにも今の制度を現状のまま残すべきと考えます。

また、議案第32号、南丹市未成年心身障害者年金条例の一部改正については、対象者を住民税非課税世帯とし、大幅に受給者が減少いたしました。弱者を切り捨てるような福祉施策の削減だけは許せません。

以上、申し述べ、反対討論といたします。

議員の皆さんの懸命なご判断を心よりお願いを申し上げまして、討論を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、20番、村田憲一議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 議席番号20番、南風会所属の村田憲一でございます。

議案第26、28、29、30号について、反対の立場で討論を行います。

私は数字的なことは申しませんが、人情的といえますか、人間的に考えた立場で一言申し上げたいと思います。

今議会に上程されました、ただいまも申しました第26、第28、第29、30号の条例の全部改正、または一部改正についてですが、財政厳しいことはよく分かっております。あまりにも見直し額が多すぎるのではないかと、また施行時期についても平成21年4月とされているが、市民に納得のいく説明ができるのかについても心配です。特に、議案第28及び29号については、私たちにいたしましても苦しい選択を迫られました。市長は厳しい財政状況の中で取捨選択も必要と繰り返されましたが、取捨選択とは悪いものは捨てて、良いものを残すと辞書に書いてありました。しかし、市長は良いものを捨てすぎたのではないかとこのように思っております。市民といたしましても、少し賛成は控えられるのではないかと思います。中国の古い言葉に、中庸という言葉があります。これは偏らない心、中ほどの心という意味ですが、中庸の心で事に当たろうではありませんか。先日の厚生常任委員会のおきも、多くの傍聴のお方が来られていました。市民は先ほどもありましたけど、CATVが全市に行き渡って、どこでも見られるようになったと喜んでおられるが、それとは逆に、今回の条例改正には多くの市民にやむを得ない改正だとは言っていないかというように思います。私たちの会派も市長与党であることを自負しながら、あえて反対に回った理由も察していただきたい。そこで、今一度検討をされるべきだと思います。私たちはなんでもかんでも反対といっているのではありません。お互い市政発展のため、中庸の心で精進しようではありませんか。雨降って地固まるとも申します。次回に提案される議会については、余裕をもって提案されますことも要望いたしまして、私の討論といたします。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、12番、藤井日出夫議員。

○議員（12番 藤井 日出夫君） ただいま議長のお許しを得ましたので、活緑クラブに属します藤井日出夫です。

通告にしたがいまして、議案第28号、南丹市子宝条例全部改正についてと、議案第29号、祝金支給条例全部改正についての2議案について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

今、南丹市の自治体の各地では年度末いろいろな組織の中で、年末総会が開催されてい

る時期ではないかと思えます。実は私、先般ある組織の総会に議員として市会報告を兼ねて挨拶をしていただきたいという時間を余裕いただきまして、快く引き受けてまいりました。もちろん、そのときは、この南丹市の20年度の予算審議を議員はじめ理事者と含めて真剣に討論をしておる最中の時期でもありましたので、また佐々木市長さんの20年度における公約、つぶさに報告されて、非常に私もその言葉にはいちいち感銘をした点もありました。そうしたときでありましたので、私の所感含めて、現在おかれている南丹市の財政状況の現状と将来にわたっての報告をしながら、議案いろいろな審議の中での、20年度の南丹市の大切な事業についての議員皆さん方の論議も含めたなかの内情の説明をしながら、質問に対しての理解というような内容で終わったんですが、普通でしたら、議案が終了してからいろいろと質疑をするのが通例かと思いましたが、終わりましたら、すぐに質問してもいいですかという言葉が参加者の中から出ました。私は時間が許すのであれば、お受けしますと、質問してくださいとこのように申しましたところ、まず出ましたのは、一体、南丹市、明るいものがあるのか、枠方針のあらゆる事業が一律カット、暗い状態ばかりでなかったかと、議員どう思ってるんやと、それでは将来南丹市どうなる、こう思わざるを得んが、ひとつ回答せよと。また、出ましたのはいくら美しい言葉を並べても実質に伴わないものは、これは何もならん、今、南丹市の市民の多くは合併して素晴らしい人生を送ろうと思っていたけれども、いろいろな状況を重ねるなかで、たいへん苦しい状態におかれておる中小企業とか、いろいろと生活苦、どうするんやと、いろんな事業を行っている方々から見れば、悲痛な叫びといいますか、言葉が出まして、私の胸に突き刺さりました。私は多くのことは時間がないので申しませんが、そうした内容の質問を受けたなかで、私自身いろいろと議案審議等含めて、同僚議員も含めて、真剣に理事者交えて、この南丹市を立派な南丹市にするための方策を審議しとる、そういう自負がありますので、すぐさまそれを回答するには私自身突然でありましたので、やりませんでしたけれども、私も佐々木市政の与党議員の一員として、常に市長が申されておる安心・安全、温もりのある市政運営をされる施政方針演説6項目含めて回答し、各4町の持つておる、いろいろな合併から引き継ぎます継続事業等交えて、私が持つておる人権問題含めて南丹市の将来の方向、明るさのあるものを答弁としましたけれども、一応、その場においては理解をしていただいたと思っておりますが、そこで私は思いました。せっかくこの南丹市に誇りうるべき条例があるにも関わらず、20年度本予算において、まったく機能しないが、二つの条例改正は、すなわち28号議案、29号議案は到底改正できる内容ではない。素晴らしい旧園部町から作り上げられました、この施策が南丹市全域に子宝、子どもを育てる本当の言葉だけでなしに、実質に伴うこの条例をなきものにするということは到底、私は許されるものではないとそのときにも判断しました。そこで私は今回、提案されております2議案については、反対をせざるを得ない。ましてや、担当部署においてはこうした条例の評価はされておりますし、また、それによりますところの実績も公表されております。市長さんも事あるごとに素晴らしい条例が南丹市には作られていると、

このように申されております。いくら財政難があるにせよ、南丹市の柱だけは取ったらいかん、置いとくべきやと、私はそのように思っております。企業誘致関係の協力・奨励金においては満額に等しい本予算になっております。これもいろいろ論議はありますけれども、税収面もやはり、考える上においては、やっぱりそうした施策も私は必要であろうと評価をしますけれども、子育ても南丹市の将来のために、どうしてもこれは私は必要なことではないかと、企業誘致含めて、大切に守り続けるのが私たち議員の務めだと、また南丹市の方向だと思っております。

いろいろ施策等々の論議もありますけれども、今回提案されましたこの2議案について、私は特に改正に反対をするという討論をいたしまして、終わりたいと思っておりますけれども、付け加えます。こうしたいろいろな施策には賛否両論があることは承知しておりますが、何事においてもリーダーシップが、やはりこの南丹市においては必要なことではないかと、東京都のあの破綻した銀行の400億円の追加議案で審議されました。通りました。まったくあれはリーダーシップ、私から見れば、そのものではないかと思っております。都民の意向から反しての議会の苦慮、テレビで見ました。いろいろな自治体でいろいろなことが起こっております。南丹市もそうしたことを踏まえて、やるべきことは財政難でも、これは続けてやっていく、切るべきものは切っていく、この姿勢とリーダーシップを特に私は申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、11番、川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 活緑クラブ、川勝儀昭でございます。

今議会において、提案されております議案第26号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第28号、南丹市子宝条例の全部改正について、議案第29号、南丹市祝金支給条例の全部改正について、議案第30号、南丹市すこやか手当医療費助成条例の一部改正についての4議案において、反対の立場で討論をいたします。

まず、議案第26号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。この条例は心身障がい者及び母子等に対し、医療費を支給にすることによって、障がい者等の生活の安定と併せて福祉の増進を図ることを目的とされておりますが、現在まで京都府の福祉医療制度の対象とならない障がい者の方々を、南丹市独自の制度でその医療費について対応してまいりました。しかし、今回の改正案によりますと、療育手帳Bと精神福祉手帳3級所持者においては、この制度が全廃され、障害者手帳4級の方々は住民税非課税世帯のみの支給とされます。この改正案により、現在まで587名の方々がその対象でありましたが、153名のみを対象と縮小され、434名と多くの障がい者の方々がこの対象から除外をされます。また試算ベースにおいては、件数では約9,000件、額においては約3,500万円余りの医療給付金が減額されます。障がい者の方々は働きたくても働けないという現実があり、また医療機関に関わる機会も多いわけであり、誰もが安心して暮らせる温かみのある南丹市づくりには逆行する提案であり、この条

例の一部改正案は反対と考えます。

次に、議案第28号、南丹市子宝条例の全部改正についてであります。この条例のうち子宝祝金が除外され、すこやか手当支給条例に改正される提案であります。このすこやか手当支給にあたっては、第1子、第2子、第3子以上と、それぞれ減額対象となり、特に少子化に大きく貢献をいただいております第3子以上になりますと、月額6,000円が2分の1に減額されます。一番子どもに手のかかる幼少期に対し、支援してきたことは南丹市の子育ての支援施策として有意義でかつ効果のある施策であると考えます。今回の減額を伴う改正案は条例目的であります手当を支給することにより、活力あるまちづくりに資するということにはならないと認識し、反対と考えます。

次に、議案第29号、南丹市祝金支給条例の全部改正についてであります。

今回の改正案では子宝条例のうち子宝祝金と小・中学校入学時の祝金支給条例が統合され、祝品支給条例として全部改正されるようであります。しかし、その内容は小学校入学祝金5万円が5,000円の文具券に、中学校入学祝金が5万円が1万円の文具券支給へと減額変更されます。また出産祝金においては第1子5万円、第2子10万円、第3子以上が30万円と充実していた祝金が、すべて1万円相当の出産祝いの品物支給へと大幅減額変更されます。旧園部町において長年取り組まれており、合併協議会においても子育て支援、少子化対策に有効な施策と位置づけられ、全市に拡大されてきた施策であります。小学校入学時には初めての義務教育であり、文房具やリュックをはじめ多くの費用がかかります。ましてや中学校入学ともなると、制服をはじめバッグや、また自転車も購入しなければならない家庭もあり、現行の制度の経済的支援が子育て対策として、有効かつ有意義なものでありました。出産時にも同じく多額の費用負担が必要であります。また、28号議案で関連資料を常任委員会に提出されておりますが、現在より3年以内に、この南丹市に移住され出産をされている世帯がかなり増大をしております。このことが今までとられてきた、これらの成果そのものであると思われま。費用対効果の面からもまったく効果が表れないのであれば改正やむなしと考えなければなりません。現実面において、明らか効果が表れていると思われま。南丹市にはこういった充実した子育て支援施策があるからこそ、この南丹市へ移住された方々も少なくはないと思われま。今回の改正案によりますと、約4,500万円支援施策が減額されます。今後の南丹市において、各地で区画整理をはじめ民間による住宅開発も進められようとしております。またJR複線電化も完成予定であり、大阪市内までもが通勤圏内となってまいります。企業誘致も市内で進められ、職場も増えてまいります。南丹市で生まれ育った人たちがこの地で定住され、また市外からも南丹市に定住してもらうためには必要不可欠な現行の施策であるとして認識し、本条例改正案は反対と考えます。

最後に、議案第30号、南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正についてであります。

京都府の子育て支援施策と併せて南丹市の施策として、高等学校等終了までの児童にお

いて、入通院にかかる医療費を助成している制度であります。今回の一部改正により同年齢の就学要件や年齢要件が緩和されたことにおいては、一定の理解を示すものであります。しかしながら、今回の改正案により、なぜ高校生の年代の支給が住民税非課税世帯のみとされたのか、疑問に感じるところであります。この施策は低所得者対策でなく、子育て支援施策であります。南丹市で育った子どもたちが、皆平等に受けられるのが子育て支援施策であり、少子化対策ともなると確信をいたします。この条例は次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長を願うとともに、家族の絆を大切にし、安心して子どもを産み、育てることができる社会づくりを目的としています。この意義、また目的からも大きく逸脱する改正案であると思ひ、反対と考へます。

今回、これらの4議案のほかにも多くの事業見直しが福祉部関係において出されております。そのほとんどが障がい者や高齢者に対しての施策の見直しであり、全廃や減額や住民税非課税世帯のみ対象とする見直しであり、条例改正を伴わない要綱変更という形で多く出されております。20年度予算においては民生費で3.5%増と伺っておりますが、福祉とは総合的に考えることも大切であります。個別支援、個々の支援が必要なのであります。総予算が増大しても個々の受給者が減額なり、全廃されては真の福祉施策ではないと考へます。常任委員会において市長説明によりますと、財政難であるため、取捨選択をしなければならないのでご理解をいただきたいとの答弁でありましたが、取捨選択とはその字のとおり、取るか捨てるかの選択であります。なぜ今回、福祉や子育て支援が捨てられなければならないのでしょうか。佐々木市長は市長選挙において、南丹市には子育て条例、すこやか手当、高校生までの医療費免除など全国に誇れる施策があり、今後は子育て環境の一層の充実に取り組み、新規若年世帯の人口増も目指しますと、はっきりと公約をされております。安心・安全で温もりのある人に優しい、人がきらめくまちづくりを目指す南丹市においては、障がい者支援や子育て支援策は後退させてはならないと考へます。

以上、議員各位の格段のご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、4番、森為次議員。

○議員（4番 森 為次君） 皆さん、改めましておはようございます。

議席ナンバー4番、丹政クラブの森為次でございます。クラブを代表しまして、今回、反対の立場で討論をさせていただきます。

今定例会に提案されました議案第26号、第28号、第29号、第30号の4件について、討論をさせていただきます。

今回、反対はしますが責任与党として、決して佐々木市政を否定するものではありません。むしろ、より強固な信頼関係を築くものと信じ、討論をさせていただきます。

本4議案は提案後、常任委員会におきまして各議員の多くの質問の中、市長の答弁を求め、部署より説明を受けてきたわけです。市財政の厳しい中での枠配分、投資的財産の買戻しまでしなければならない状況、そして、今後の財政健全化に向けた条例改正と受け止

め、理解をするべきと考え検討してまいりました。しかし、この4条例にかかる2部署につきましては、直接住民施策の部署であります。そして、また唯一住民のサポートが受けられる部署であります。そのなかで南丹市の目玉事業、支援の見直しについては、住民ニーズに合った改正とは理解できず、アンケートにつきましても子宝、そして祝金制度の継続をする上での意見であります。また、福祉医療につきましても障がい者、そして療養者、母子、430名余りの弱者への配慮がほしいところであります。次に、育児サポートの面ではありますが、高校生、私はこれからの南丹市の目玉というのは、南丹市から育つ子どもたちのサポートだと思います。お世話になったという気持ちが南丹市から生まれるためにも、この高校生の医療費助成につきましても考えるべきだと思います。今回、財政厳しいなか、せつかく福祉に目を向けていただき、発達支援センター、つまり施策・組織・対応・治療・指導・自立の部分で住民と一緒に、南丹市の障がい者の総合センターを確立するものと思います。そして、子育て支援、ファミリーサポート、妊婦の健診、地域活動支援と福祉に関しては6.8%、他の部門での減額のある中、大きなプラス要素を含んだ財源になっておると思います。そういう夢が今回の4条例によって、住民の理解を得られない立場になっておると思います。そして、夢と希望の部分ですが、企業誘致による自主財源の確保の努力も見えなくなっているのではないのでしょうか。市長が一生懸命なられての施策と思います。今後の南丹市の元気、夢と希望のためにも、立法、行政とともに再度の提案をお願いしたいと思います。

最後になりましたけども、仲村・岸上両副市長には佐々木市長の女房役として、しっかりと市長を支えてもらうべきと申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、21番、松尾武治議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 議席番号21番、松尾武治でございます。

私は、議案第37号、38号について、反対の立場で討論をいたします。

公の施設の指定管理者の指定については、平成18年6月議会で南丹市国際交流会館と一体的に管理するのが適当であると、指定を申請されましたが、財団の一方的な方針変換で女性の館の管理運営から撤退をされました。今回、新たに財団法人南丹市園部国際学園都市センターが指定を受けようとする南丹市地域情報通信ネットワーク施設は、行政の情報を市民に公正に伝える公の情報施設であります。市の情報伝達の中核を担っております。南丹市の一体感を構築する事業で市域を網羅する計画で進められましたが、加入状況を見ますと日吉町・美山町は90%台の加入となっております。しかし、八木町では40%台の加入状況となっております。本来はテレビのデジタル化に向けたものに留まらず、多機能を持たすなど、暮らしの利便性を高める事業でなければなりません。今、南丹市地域情報通信ネットワーク施設を民間委託するよりも、多額の投資に見合った事業効果ができるように、南丹市の直営で効果を求める改善をすることが必要だと考えております。加入率が半数以下の地域があるような状況での民間委託は不適切と考えております。

また、前回の申請で、女性の館を国際交流会館と一体的に管理するのが適切であると申

請したにも関わらず、市民への説明責任も内部議論も市民への公表もなく、旧園部町が設立当時から一体的に管理運営していた女性の館を利益の伴わない施設の管理を放棄するが如く、一方的に切り離すなど、市民の皆さんからの理解が得られません。財団が補助金の申請を行い、受理をしたにも関わらず、市民の貴重な税金を2年間の長期にわたり放置するなど、南丹市の重要な情報機関である南丹市地域情報通信ネットワーク施設の管理運営を任せる組織としては、財団の組織運営能力に多くの課題があることから、本条例に反対の意思を表明いたします。

○議長（吉田 繁治君） ほかに、特に討論ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田 繁治君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより順次採決をいたします。

まず議案第6号及び議案第8号から議案第40号までのうち、議案第8号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第37号及び議案第38号を除く条例の制定等22件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。
(起立全員)

○議長（吉田 繁治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第32号、議案第33号、議案第37号及び議案第38号、条例の制定等8件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。
(起立多数)

○議長（吉田 繁治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号、条例の一部改正等4件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案否決であります。

よって、原案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。
(起立なし)

○議長（吉田 繁治君） 起立なしであります。

よって、議案第26号、28号、29号及び議案第30号の条例の一部改正等4件は、

否決されました。

日程第3 議案第61号、議案第62号

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第3「議案第61号、議案第62号」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま上程をいただきました議案第61号から議案第62号の議決を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず議案第61号、公平委員会委員の選任について同意を求める件であります。南丹市発足以降、公平委員会委員長としてご活躍をいただいております大棚俊二氏が3月31日をもって退任されますことに伴い、新たな委員の選任を行おうとするものであります。同氏のこれまでのご活躍に感謝申し上げますとともに、後任といたしまして小林全弘氏の選任につき同意を求めるものであります。公平委員会は地方公務員法の規定に基づき、職員の救済機関として設置するものであり、その委員は人格が高潔で、地方自治を理解され、人事行政に識見を有されている方を議会の同意を得て選任することとされており、現在、医療法人で人事部の参事職をお務めになられております同氏を選任しようとするものであります。任期は4年間であります。

続きまして、議案第62号、教育委員会委員の任命についてであります。南丹市発足以降、教育委員会委員長、また教育委員として、合併後の教育行政の推進にご尽力いただいてまいりました奥村功氏が、平成20年3月30日付で任期満了を迎え退任されることとなりました。同氏の今日までのご活躍に対しまして、厚く御礼を申し上げます。奥村功氏の後任として、小寺直見氏を任命したいので議会の同意を求めようとするものであります。同氏は15歳、13歳のお子様の母親であり、また現在は京都市内の保育園で平成17年4月から保育士として勤務されておられます。平成13年度には園部小学校PTA副会長、平成14年4月から2年半にわたり、園部小学校学校評議員、さらに旧園部町の教育委員として、平成16年10月から合併までの1年3ヵ月間、教育行政の推進にご活躍いただいた方で、人格高潔でその豊かな見識と経験により、人々の人望も厚い方でございます。

以上、何とぞよろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行します。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号、議案第62号につきましては、人事に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決することに決定をいたしました。これより順次採決をいたします。

まず議案第61号について、採決をいたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決定しました。

次に議案第62号について、採決をいたします。

本案のとおり、任命に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり任命に同意することに決しました。

日程第4 閉会中の継続調査申し出について

○議長（吉田 繁治君） 日程第4「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元に配布文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、取り計らうことにいたしまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認め、さよう決めます。

次に、人権擁護委員候補者の推薦について、佐々木市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を求められています。

本件については異議がないとの意見を述べることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議がないようでございますので、さよう取り計らいをいたし

ます。

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成20年第1回南丹市議会3月定例会を閉会といたします。

たいへんご苦勞さんでございました。

午後0時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 吉 田 繁 治

南丹市議会議員 仲 絹 枝

南丹市議会議員 仲 村 学